



〈撮影者：伊豆隆義弁護士 地名：飛行機からみたエベレスト〉

暑中お見舞い申し上げます。

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本号では、小島大樹弁護士より、施行日（2024年11月1日）が近づいてきた、いわゆるフリーランス保護法の概要についてご説明いたします。

また、梶浦明裕弁護士より、HIFU（ハイフ、高密度焦点式超音波）による厚生労働省の通知と、美容施術や医療には効果（メリット）がある一方デメリットもあることについて解説いたします。

さらに、月山鉄平弁護士より、いわゆるカスタマーハラスメントにつきまして、その対応方法等を解説いたします。

フリーランス保護法の概要について

弁護士 小島 大樹



1 はじめに

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下、「本法」といいます。）の施行日が2024年11月1日と近づいてきたので、改めてその概要について説明します。

本法は、報酬の不払いなどを例として、フリーランスと取引先との間に生じる様々な問題・トラブルが確認されていたことを受け、フリーランスに係る①取引の適正化及び②就業環境の整備を図ることを目的に制定されました（同法1条）。

2 フリーランス保護法の適用対象

まず、本法は、「特定受託事業者」に対し、「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」が、「業務委託」をする場合に適用されます。

本法の適用対象となるフリーランスの方々、すなわち「特定受託事業者」とは、個人であって、従業員を使用しないもの、又は法人であって、1名の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものと定義されています（同法第2条第1項及び同2項）。個人事業主であっても、従業員を雇用している場合には対象とならず、他方、法人であっても、他の役員や従業員がおらず、一人で事業を行っている場合には対象となる点に注意が必要です。

3 取引の適正化に関する規制

本法においては、特定受託事業者保護のため、業務委託事業者又は特定業務委託事業者（条文毎に規制対象が異なる点につきご注意ください。）に対し、様々な義務が課されています。以下では主なポイントのみ記載します。

1. 契約条件明示義務（同法第3条）

業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、原則として直ちに、①給付の内容（委託する業務の内容）、②報酬の額、③支払期日、④公正取引委員会規則で定めるその他の事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければなりません（同法3条1項本文、下請法3条に類似）。

2. 報酬支払期日の設定・期日内の支払（同法第4条）

特定業務委託事業者は、発注した物品等の内容の検査をするかどうかを問わず、原則として、当該物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で報酬の支払期日を定めて、その支払期日までに報酬

を支払わなければなりません（下請法2条の2と類似）。

3. 特定業務委託事業者の遵守事項（同法第5条）

特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し継続的業務委託をする場合、①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買ったたき、⑤購入強制・利用強制、⑥不当な経済的利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更・やり直し、を禁止しています。

4. 募集情報の的確表示義務（同法第12条）

特定業務委託事業者が広告等で特定受託事業者の募集情報を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、かつ、正確かつ最新の内容に保つ義務があります（職業安定法5条の4に類似）。

5. 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務又は努力義務（同法第13条）

特定業務委託事業者は、継続的業務委託について、特定受託事業者が育児介護等と両立して業務が行えるよう、その申出に応じて必要な配慮をしなければなりません。

6. ハラスメント防止措置義務（同法第14条）

特定業務委託事業者は、フリーランスに対するセクハラ・パワハラ・マタハラについて、フリーランスの相談に応じ適切に対応する体制整備等の必要な措置を講じる義務があります（法14条）。必要な措置としては、特定業務委託事業者が雇用主として、労働関係法令に基づき、自社の従業員のハラスメント対策として講じることとされているものと同様の内容と思われます。

7. 中途解除等の事前予告（同法第16条）

特定業務委託事業者は、「継続的業務委託」（政令で定める一定期間以上行う継続的な業務委託）を中途解除する場合は、原則として中途解除日の30日前までに、特定受託事業者に対し予告しなければなりません。

4 フリーランス保護法への違反に対する制裁

特定受託事業者は、フリーランス・トラブル110番を経由するなどして、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に対し、違反行為を申告することができます。その後の流れとしては、各行政機関から関係当事者に対し、立入検査、指導・助言、勧告に従わない場合の命令・公表が考えられますが、公正取引委員会・中小企業庁長官・厚生労働大臣に対する虚偽の報告等、又は立入検査の拒否等をした場合は、刑事罰として50万円以下の罰金が定められておりますのでご注意ください。

5 最後に

以上が概要となりますが、上記義務の具体的な実務対応のポイントや各義務の例外事由等、本稿では説明しきれなかった点が多くあります。詳細については、ガイドライン等も充実しておりますので、併せて参照していただけると幸いです。

その施術のデメリットを理解していますか？

弁護士 梶浦 明裕



1 HIFUとは

広告でよく目にした方も多いたと思われませんが、HIFU（ハイフ、高密度焦点式超音波）とは、超音波を顔部等の皮下組織深部に照射することにより熱傷を起し、その後の修復等によりたるみ改善や細身効果を得るといった施術です。

2 消費者庁の調査と厚生労働省の通知

令和5年3月29日、消費者庁の消費者安全調査委員会は、HIFUがエステクリニック等医療機関以外で医師ではない者により施術され、健康被害（火傷や神経障害等）が発生していることの問題点等を指摘する原因調査報告書を発表しました。

その後、令和6年6月7日、厚生労働省医政局医事課長はHIFUについて、次の内容の通知を發しました。

- ①医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条（医師以外が医業をすることを禁止、刑罰あり）に違反する
- ②実施場所は医療提供施設（医療法第1条の2第2項）にて行うべきこと
- ③違反行為に対しては指導及び悪質な場合は刑事告発を念頭に置き警察と連携すべきこと

3 メリットのある施術にはデメリットもあること

HIFUそのものが悪い訳ではなく、その原理からすると、解剖学含めた医学的知見と技術を有する医師が施術するのでなければ大変危険です。

今後、HIFUに限らず（又はHIFUが名前を変えて）、同様の危険のある行為が行われ続け、或いは新たに行われることも考え得るところです。

このHIFUの問題に限らず、医師資格を有しない者の当該施術は果たして安全なのか（医師以外が行ってよいのか）、そもそも医療行為であっても、美容目的等の医療は一般的に必要な不可欠ではなく緊急性も乏しいが気軽に受けてデメリットはないのか、効果（メリット）がある場合はデメリットもあることから、今一度、考えてみていただければと思います。

「カスタマーハラスメント対応」について

弁護士 月山 鉄平



今年2月に、東京都が「カスタマーハラスメント防止条例」を制定する方針を固めるなど、「カスタマーハラスメント」（以下「カスハラ」と略します。）が注目されています。そこで、今回は「カスハラ対応」について解説します。

1 カスハラとは

直訳すると、「顧客による嫌がらせ」のことですが、法律上明確な定義はありません。

厚生労働省が公表している「カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル」では、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・様態が社会通念上不相当なもの」とされています。

2 カスハラによるリスク

カスハラ対応が不適切であった場合、企業が被るリスクとして、主に以下の2点が挙げられます。

(1) レピュテーションリスク

サイトやSNSへの書き込みによって、企業の評判やイメージが低下してしまうリスク。

(2) 損害賠償責任

安全配慮義務違反等を理由に、従業員から損害賠償請求を受けるリスク。

3 カスハラ対応の基本的な枠組み

上記の厚生労働省によるマニュアルを参考にすると、以下の通り整理できます。

(1) 事前の準備

- ①基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ②従業員のための相談対応体制の整備
→相談窓口の設置・周知
- ③対応方法、手順の策定
→業種、業態、顧客との関係等に応じた対応方法例の準備など
- ④社内対応ルールの従業員等への教育・研修

(2) カスハラが実際に起こった際の対応

- ⑤事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥従業員への配慮措置
→従業員の安全確保と精神面への配慮
- ⑦再発防止のための取り組み
→プライバシーに配慮しつつ、関係部署に情報共有
- ⑧カスハラの発生状況の迅速な把握と情報の記録・管理
→カスハラの予兆を捉える仕組みづくり
→振り返りのために対応経緯や結果を記録

4 最後に

具体的な対応方法は、事案に応じて様々です。折衝方法や弁護士に依頼するタイミングなど、お悩みがあればご相談ください。

近況報告



弁護士 古川 史高

新型コロナの5類移行から1年以上たち、街の賑わいもコロナ前の状態に戻ってきた感があります。弁護士の活動も、ずいぶん活発になりました。健康に留意しつつ、頑張っています。



弁護士 笹浪 雅義

子役や、ひよこの米屋の娘、ミステリと言う勿れのころから伊藤沙莉のファンでしたが、この度の虎に翼も、彼女じゃないとできなかつたと思います。ほぼ実話な登場人物が法曹界でも話題です。



弁護士 岩田 修

歳のせいか、最近体力がなくなったため、夜30分位、ジョギング(歩き?)を始めました。毎日ではなく、週3回位ですが。この事務所報が皆さんに届く時まで続いているかどうか・・・



弁護士 近森 章宏

小島弁護士の解説にある通り、11月1日施行のフリーランス新法により、個人のフリーランスに発注する事業者は、取引条件の書面等による明示、給付の受領日から60日以内の報酬の支払い等が求められますのでご注意下さい。



弁護士 川原 奈緒子

新札発行に伴い、地元埼玉県は盛り上がっています。クレヨンしんちゃん、深谷ネギ、草加せんべいに留まらない、埼玉県の魅力が広まることを期待しています。



弁護士 新森 圭

昨年末に「賃貸不動産経営管理士」という最近国家資格になった資格を取得しました(登録はしていないのですが)。知識を弁護士業務にも生かしていければと思います。



弁護士 月山 鉄平

特集記事でカスハラ対応について解説しました。具体的な対応方法は、事案に応じて様々です。折衝方法や弁護士に依頼するタイミングなど、お悩みがあればご相談ください。



弁護士 小島 大樹

弁護士登録をしてから約半年が経過しました。日々多種多様な経験を積ませていただき、毎日が充実していますが、同時に弁護士業務の難しさも実感しています。精進します。



弁護士 伊豆 隆義

東京新都心ロータリークラブ会長任期が6月末で終わりました。その活動として、ネパールの村に井戸を寄贈して参りました。不動産・建築・損害賠償・株主総会指導など業務は相変わらずです。



弁護士 工藤 研

北大東島・南大東島間の日本最短期間航空路線が今月で廃止されます。上空から両渚走路が見えるほど直線距離が短いので、着陸態勢確保のためにわざと大回りするとんでもないルートでした。



弁護士 梶浦 明裕

特集を書かせていただいたHIFUの件、消費者庁の消費者安全調査委員会の原因調査報告に私自身も専門委員として関与させていただき、厚労省の通知が出て成果が実を結びました。



弁護士 堀田 和宏

本年10月で弁護士になって20年目になります。先輩方に聞いていたように本当にあつという間にすぎた20年間でした。今後とも初心を忘れず職務に励みたいと思います。



弁護士 工藤 杏平

老老介護による刑事事件の弁護人を務めました。老老介護の大変さは分かっていたつもりでしたが、実際目の当たりにして、改めて考えさせられました。悲しい結末が少しでもなくなるよう、自分でも何ができるか考えたいと思います。



弁護士 古郡 賢大

所属する会務活動で、私の司法修習地でもある広島にて、広島弁護士会の皆様との意見交換会を企画・開催させていただきました。人、場所ともに懐かしく、また初心に還り業務に邁進したい思いを強くしました。



弁護士 宮城 海斗

本年度から母校の明治大学ロースクールで司法試験受験のサポートをすることになりました。自分の知識の再確認をするとともに、弁護士は日々勉強というのを改めて実感しています。



客員弁護士 渥美 三奈子

連休に長崎へ旅行した。鎖国体制下で外国交流の唯一の窓口だった出島や、島原・天草一揆の古戦場等を見学した。江戸文化先進地域のレガシーを満喫できて楽しかったです。

事務局便り

今年の夏は花火大会や音楽フェスに参加してコロナで失った数年を取り戻すことが目標です。体調には十分配慮し、趣味と業務と切り替えてどちらも全力で励みたいと思います。

(AO)